

安全衛生教育

○安全衛生教育の基本的な考え方

近年、職場を取り巻く環境は技術革新や従業員の高齢化、就業形態の多様化等様々な面で変化しています。そのような中で、労働災害や労働疾病を未然に防止するためには、安全衛生管理体制を整え安全衛生活動を積極的に展開すると共に、機械設備の本質安全化や衛生的な作業環境づくりを推進し、危険の少ない職場づくりに取り組んでいかなければなりません。

安全衛生教育は、そうした安全衛生に関する法令や必要な知識・ルールを付与し、必要に応じて計画的且つ的確に行うものであります。

〈安全衛生教育の実施ポイント〉

- ・管理者や現場監督者は安全衛生に関する必要な知識を持った上で仕事の指導や指示を行い、
従業員的安全と健康の確保に努める。
- ・従業員一人ひとりが必要な知識やルールを理解し、安全な作業を実践する。

☆法定で定められた基本的教育
☆繰り返し教育
☆感受性向上教育および対応訓練

安全に仕事が遂行できる技能の習得

安全意識と問題解決能力の習得

- ・安全衛生法における教育体系
- ・労働者の就業前に実施しなければならない教育
- ・雇入れ時の教育(法59条1項)
- ・作業内容変更時(配置換え時、大幅な工程変更時、等)の教育(法59条2項)
- ・危険又は有害な業務に従事する者(有機溶剤取扱い業務、等)に対する特別な教育
(法59条3項)
- ・職長等(労働者を直接指導又は監督する者)の安全衛生教育(法60条)
- ・就業後一定期間経過後の再教育
- ・安全管理者、衛生管理者、作業主任者に対する選任時研修・能力向上教育
(法19条2項、安衛則5条1項)
- ・就業制限の業務(クレーン、フォークリフト等)、特別教育を必要とする業務(研削砥石の取替え
作業、ロボットの教示作業等)に従事する者に対する安全衛生教育(法60条2項)
- ・その他の教育
- ・労災再発防止のための総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者に対する指示講習
(法99条2項)
- ・労災再発防止のための就業制限の業務に従事する者に対する指示講習(法99条3項)、
健康教育など(法69条)